

尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、特殊詐欺対策装置（以下「装置」という。）の購入に要する経費の一部を補助することにより、特殊詐欺対策装置の普及を促進し、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、装置とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 通話録音装置 固定電話に取り付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (2) 着信拒否装置 固定電話に取り付け、管理サーバに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知機能を有する機器をいう。
- (3) 通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、装置の購入に要する費用（装置の設置費、配送費等購入に伴う費用を除く。）とし、1世帯につき装置1台までとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されている者で、当該年度に満65歳以上となるもの
- (2) 装置を自ら居住する市内の住宅に設置することとし、転売等を目的としない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が世帯の構成員でない者
- (5) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないもの
- (6) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の額が5,000円を超える場合は、5,000円とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、装置を購入した後、尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期限までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 装置の購入に要した費用の支払手続が完了したことを証する書類(領収書等の写し)
- (2) カタログ又は装置の機能が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(第2号様式。以下「確定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 申請者は、前条の規定による確定通知書を受領後、速やかに尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業により取得した装置については、購入の日から3年間は市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長の承認を受けて装置を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第11条 市長は、申請者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 申請者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(危険負担等)

第12条 補助事業により取得した装置の設置の際の作業者の瑕疵及び当該装置の設置後に生じた特殊詐欺等による損害について、市はその責を負わない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消しすることができる。

- (1) 第4条及び第5条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日以降に購入した装置について適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

第1号様式（第7条関係）

尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書兼誓約書兼実績
報告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所 尾張旭市

フリガナ
氏 名

連絡先

生年月日 年 月 日（満 歳）

尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下
記のとおり申請します。

記

交付申請額※	円（10円未満切捨て）	
購入機種等	メーカー	
	製品名 （品番又は型番）	
	購入・注文年月日	年 月 日
補助対象経費 （購入費）	円（税込）	
特殊詐欺対策装置を 設置した電話番号		

※交付申請額：特殊詐欺対策装置の購入にかかる費用×1/2
（上限5,000円。10円未満の端数は切捨て）

添付書類

- (1) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等の写し）
- (2) カタログ等、特殊詐欺対策装置の機能が確認できるもの
- (3) 設置等を含む場合、内訳が分かる明細書の写し（該当者のみ）
- (4) その他必要な書類

（裏面もご確認ください）

誓約事項（□に✓を入れてください）

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- (1) 転売等を目的として特殊詐欺対策装置を設置する者でないこと。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が世帯の構成員でないこと。
- (4) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないもの。
- (5) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 交付申請の内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合において、市に対して補助金を返還することについて了承すること。
- (7) 特殊詐欺対策装置は、購入の日から3年間は市長の承認を受けずに、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (8) 市長の承認を受けて特殊詐欺対策装置を処分したことによる収入があったときは、その収入額の全部又は一部を市に納付することについて了承すること。
- (9) 特殊詐欺対策装置の設置の際の作業者の瑕疵及び当該設置後に生じた特殊詐欺等による損害について、市はその責を負わないこと。
- (10) 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を市が確認することに同意すること。

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のありました尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金につきましては、尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 交付条件

- (1) 市長が必要と認める場合、指示をし、報告を求め、検査することがあります。
- (2) この補助金の要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所 尾張旭市

氏 名

連絡先

尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 金 _____ 円

受 取 人	振込先には次の口座を指定します。			
	金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協		本店 支店 出張所
	預金種別	普通	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

添付書類

振込先銀行口座通帳等の写し